

2025年11月14日

各位

上場会社東京産業株式会社

代表者名 代表取締役社長 蒲原 稔

(コード番号 8070 東証プライム市場)

問合せ先責任者 上席執行役員管理本部長 田中 直之

(TEL 03-5203-7690)

株式付与 ESOP 信託への追加拠出に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、株式付与ESOP信託への追加拠出のため、株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

# 1. 処分の概要

(1)処分期日	2025 年 12 月 4 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 175,000 株
(3)処分価額	1株につき 966円
(4) 処分総額	169,050,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
	(株式付与ESOP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報
	告書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を 高めることおよび当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図ることを目的として株式付与 ESOP信託(以下「ESOP信託」という。)を導入済みです。

本自己株式処分は、ESOP信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ESOP信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E

SOP信託口)に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 28,678,486 株に対し 0.61% (小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数 264,350 個に対する割合 0.66%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

# 【本信託契約の内容】

信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与

委託者 当社

受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者 従業員のうち受益者要件を充足する者

信託管理人 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者

信託契約日 2015年3月11日

(2025年12月1日に信託契約変更)

信託の期間 2015年3月11日~2030年12月31日

議決権行使 受託者は、受益者候補の意思を反映した 信託管理人の指図

に従い、当社株式の議決権を行使します。

## 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式 処分に係る取締役会決議日の前営業日 (2025 年 11 月 13 日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社株式の終値である 966 円としております。当該価額を採用 することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く 合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員(3名にて構成。うち2名は社外取締役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京 証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意 思確認手続は要しません。